

# 「毎年6月は『食育月間』、毎月19日は『食育の日』」です。

「食育」とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てることです。

県では、6月の食育月間に「食育月間パネル展」「食育フェスタ」「食育推進シンポジウム」を開催しました。

## 食育月間パネル展

6月1日(水)～10日(金) 県防災新館オープンスクエアにて開催!

県の食育推進計画の概要についての掲示や、食文化や農業まで様々な視点から食育を勉強できる展示を行いました。また、関連イベント情報や、パンフレットなどもお持ちいただけるようにしました。

## 食育フェスタ

6月11日(土)にイオンモール甲府昭和で開催!

「食育」の大切さを学んでいただき、家庭における「食育」の推進を図るため、小さなお子様連れのファミリーを主な対象に、山梨学院短期大学生による紙芝居やパネルシアターの上演や、子ども達が参加できるクイズ、ゲームや食育パネルの展示を行い、多くのご家族連れの方にご来場いただきました。



## 食育推進シンポジウム

6月28日(火)に県立文学館で開催!

今回は、「地産地消の推進と食文化の継承」をテーマに、お二人から講演をいただきました。最初に、山梨県立博物館学芸員の植月学氏から『甲州食べもの紀行』と題して講演いただき、マグロ好きのルーツや甲府城下町の食など山梨県の食文化について詳しくお話しいただきました。次に、東京農業大学名誉教授・山梨県農政アドバイザーの小泉武夫氏から『真の食育とは何か』と題し、和食のすばらしさを再認識し、食物への感謝の心を伝え、食育について身近な生活の中で取り組んでいくことをお話しいただきました。参加者は約400名でした。



## 消費者庁から消費者支援功労者表彰 「ベスト消費者サポーター章」を受賞しました!!

「あしたの山梨を創る生活運動協会」(飯窪さかえ会長)が消費者庁長官から消費者利益の擁護・増進のための永年にわたる地域活動が認められ「ベスト消費者サポーター章」を受賞しました。



## 『やまをし消費生活シンポジウム』を開催します!!

消費者を取り巻く環境の変化や消費者被害の防止と救済、消費者教育について考えます。基調講演のほか、パネルディスカッションも行います。入場無料です。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

日時・場所:平成28年7月26日(火) 13:30～16:00(受付13:00～) 山梨県立文学館 講堂

講演:山梨学院大学 特任教授 込山 芳行 氏

お問い合わせ:山梨県県民生活部消費生活安全課 TEL055-223-1352 FAX055-223-1320

編集発行: 山梨県県民生活部消費生活安全課 甲府市丸の内1-6-1 055(223)1352,1588

山梨県県民生活センター

本館2階

甲府市飯田1-1-20 055(223)1571

(JA会館5階)

平成28年 夏号



消費生活情報誌

回覧

平成28年 夏号

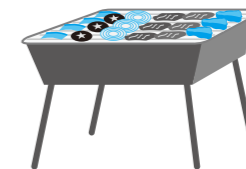
No.125

# かいじ号



## 食中毒を起こさない!!

焼き肉やバーベキューがおいしい季節がやってきました。楽しいイベントが食中毒で台無しなのは嫌ですね。



## どんなことに気をつける?

食中毒予防の3原則を実践しましょう。

### つけない

食品に食中毒の原因菌をつけないようにする。

- 基本は手洗いです。肉・魚・卵の調理後、動物をさわった後、おむつ交換、鼻をかんだ後などは必ず手を洗いましょう。
- とくに、肉魚卵を調理した器具や手指から、生野菜や調理済みの食品に菌をつけないよう注意しましょう。

### ふやさない

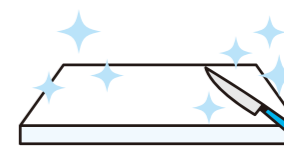
細菌を増やさないためには温度管理がポイントです。

- ほとんどの菌は10℃以下(冷蔵庫)で増えるスピードが遅くなり、-15℃以下(冷凍庫)で活動がストップします。
- 生鮮食品は購入後できるだけ早く冷蔵庫にいれ、室温放置は厳禁です。

### やっつける

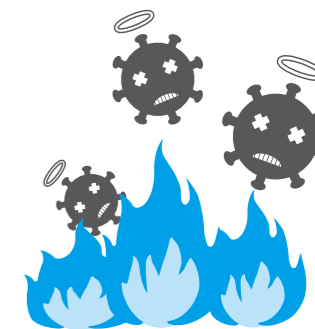
加熱(75℃1分間)により原因菌を殺菌します。

- 食品の中心部まで、色が変わるまでしっかり加熱します。
- まな板や包丁なども漂白剤や熱湯で消毒し、十分に乾燥させましょう。



## 「新鮮だから安全」ではありません

- 腸管出血性大腸菌やカンピロバクターは少量の菌でも食中毒を起こします。
- 今年5月に行われた屋外イベントで提供された加熱不十分な鳥肉(鳥肉の寿司)によって、患者500名を超える大規模なカンピロバクターによる食中毒が発生しました。
- 生食用として販売される牛肉(ユッケやタタキなど)には「生食用」の表示が義務づけられており、豚肉や牛豚の内臓(レバーなど)は「生」で提供することは禁止されました。
- 生肉や内臓(レバーなど)は、ほかの食品と箸や容器を分けて取り扱い、ハンバーグやつくねなどの挽肉料理についても、中心部の色が変わるまでしっかり加熱して食中毒防止を実践しましょう。



## HACCP(ハサップ)を普及推進しています

今、全国的に、すべての食品に関わる工場やお店で、食品の安全性を高めるためのHACCP(危害分析・重要管理点)方式による衛生管理を広めようとしています。

山梨県でもHACCP(ハサップ)による衛生管理を開始した施設は、保健所に届出することになっており、県ホームページで公開しています。

山梨県ホームページ

危害分析・重要管理点方式(HACCP導入型基準)を用いた衛生管理を開始した届出施設

[http://www.pref.yamanashi.jp/eisei-ykm/syokuhin\\_haccptodoke.html](http://www.pref.yamanashi.jp/eisei-ykm/syokuhin_haccptodoke.html)

# 平成27年度 消費生活相談の概要

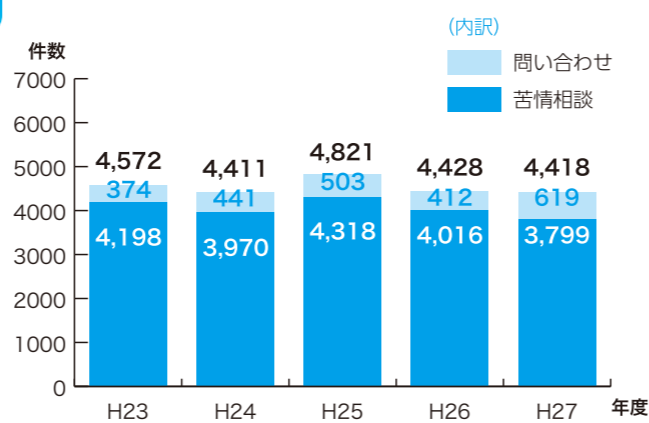
## 消費生活相談件数は4,418件

平成27年度に山梨県県民生活センターに寄せられた消費生活相談は4,418件と、前年度の4,428件に比べ10件(前年度の0.2%減)減少しました。

相談の内訳では、問い合わせ・要望が619件、苦情は3,799件でした。



受付相談件数の推移 黒数字は相談件数



## 相談の主な内容

### ▶相談件数トップは「放送・コンテンツ等」

「放送・コンテンツ等」が1,054件と全体の23.9%を占めました。主な相談は、携帯やパソコン、スマートフォンなどのワンクリック請求に関するものです。

### ▶大きく増加したのは、「放送・コンテンツ等」、「インターネット通信サービス」、「健康食品」

平成26年度から大きく増加した相談は「放送・コンテンツ等」、「インターネット通信サービス」、「健康食品」でした。

逆に、「商品一般」、「相談その他」、「戸建住宅」に関する相談は前年度から大きく減少しました。



### 相談件数上位10項目

順位	項目	件数		内容
		平成27年度	前年度比	
1	放送・コンテンツ等	1,054件 (23.9%)	+168件	携帯・パソコンなどのワンクリック請求、情報通信料の架空・不当請求など
2	インターネット通信サービス	242件 (5.5%)	+81件	光回線やプロバイダなどの解約・不当な勧誘など
3	商品一般	220件 (5.0%)	-90件	架空請求で商品の特定ができないもの、目的の分からない不審な電話など
4	相談その他	206件 (4.7%)	-29件	日常生活に関すること、個人間の貸借など
5	役務その他	170件 (3.8%)	±0件	探偵業者、結婚相手紹介サービスの解約、個人情報削除の持ちかけなど
6	融資サービス	162件 (3.7%)	+23件	ヤミ金、多重債務、連帯保証人、自己破産、消費者金融の過払い金など
7	自動車	143件 (3.2%)	-7件	売買(新車・中古車)・整備・修理・下取り、ネット販売など
7	集合住宅	136件 (3.1%)	+10件	賃貸住宅の原状回復費用・敷金の返還等、マンションの契約など
9	健康食品	123件 (2.8%)	+47件	契約した覚えのない健康食品の送りつけ、定期購入の解約など
10	戸建住宅	113件 (2.6%)	-55件	売買(新築・中古)、住宅リフォーム、外壁塗装工事など

### ▶すべての年代で放送・コンテンツ等に関する相談がトップに

右の表は年代別の相談件数の上位項目を示しています。

すべての年代で、放送コンテンツ等に関する相談が1位であり、そのうち8割が携帯、スマートフォンやパソコンのインターネットに関連した架空・不当請求に関する相談でした。

また、光回線やプロバイダなどの解約・不当な勧誘などに関する相談も広い年代で上位を占めていました。

### 年代別の相談件数の上位項目

年齢	1位	2位	3位
20歳未満	放送・コンテンツ等	自動車	健康食品
20歳代	放送・コンテンツ等	理美容	インターネット通信サービス
30歳代	放送・コンテンツ等	インターネット通信サービス	自動車
40歳代	放送・コンテンツ等	インターネット通信サービス	融資サービス
50歳代	放送・コンテンツ等	インターネット通信サービス	融資サービス
60歳代	放送・コンテンツ等	インターネット通信サービス	商品一般
70歳以上	放送・コンテンツ等	商品一般	健康食品

## 年代別トラブルの特徴

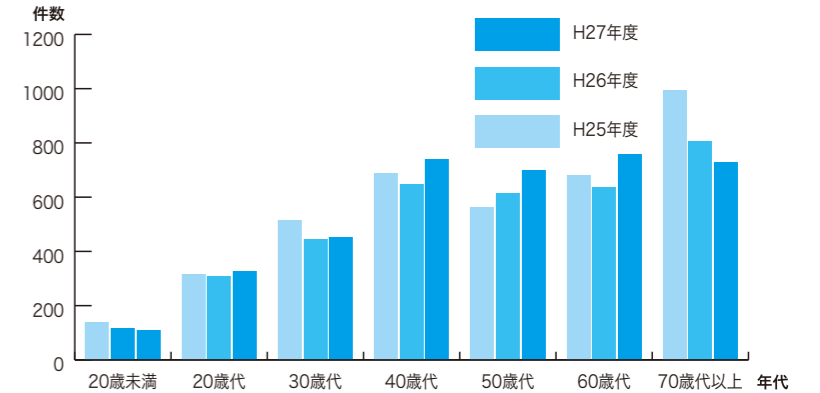
### ▶60歳代からの相談がトップ!

契約当事者の年齢は60歳代がトップで17.2%、続いて40歳代、70歳以上の順となっています。

また、60歳以上は全体の33.7%を占め、前年度32.5%に比べて若干上回っており、依然高い傾向にあります。



契約当事者の年代別相談件数推移(不明分等除く)



購入形態別・契約当事者年代別苦情相談件数(不明分等除く)

年代	店舗購入	訪問販売	通信販売	マルチ・マルチまがい取引	電話勧誘販売	ネガティブオプション	訪問購入	無店舗販売
20歳未満	12	6	79	1	1	0	0	0
20歳代	95	20	133	13	13	1	2	2
30歳代	123	21	219	4	23	1	1	1
40歳代	203	35	329	3	59	1	4	1
50歳代	182	30	291	9	58	1	3	4
60歳代	203	46	268	7	70	4	10	3
70歳以上	133	89	149	7	121	10	16	8

※年代別に最多の部分に色づけています。

### ▶すべての年代で「通信販売」トラブルが最多!

#### 事例①

インターネット通販で商品を注文したが、「ニセモノが届いた」、「商品が届かない」。また、業者に問い合わせをしようとして連絡先に電話をしてもつながらず、メールの返信もない。

#### 【対処法①】

◎注文する前に業者の所在地や連絡先以外にも、他の利用者の評価など業者の情報をしっかりと確認しましょう。一般価格より大幅に安く販売されている商品には注意が必要です。

#### 事例②

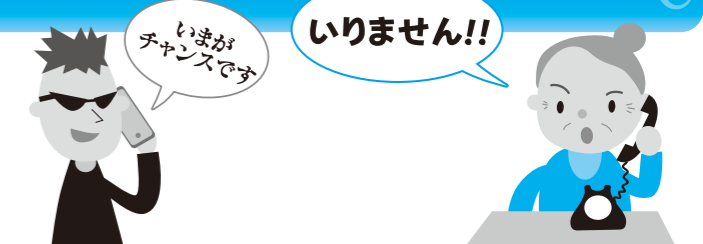
携帯電話に「以前登録されたサイト料金が未払いになっているので、本日中に連絡をほしい。」という内容のメールが届いたが、身に覚えがない。

#### 【対処法②】

◎覚えのない請求であれば支払う必要はありません。多くの場合、サイトの業者に連絡を取るよう仕向けてきますが、相手に連絡をしてしまうと個人情報を知らせてしまうことになるので、絶対に相手に連絡しないようにしましょう。

## 消費者トラブルを未然に防ぐために

- 生活に本当に必要な商品(サービス)かをよく考える
- 勧誘の甘い文句を安易に信じない
- 必要のないときは、曖昧な返事はせず、ハッキリと断る
- 一人で決めずに、家族など周りの人と相談する
- 普段から個人情報の取り扱いに注意する
- 消費生活に関する知識・情報を身につける



## あなたの街や学校で消費者啓発のための講座を開催しませんか?

県民生活センターでは、消費者の自立を支援し、トラブルを未然に防ぐため、地域の集まりや小・中・高校などを対象に、無料で講師を派遣して出前講座を実施していますので、お気軽にご相談下さい。

電話 055-223-1571